

法務省民二第2239号

平成23年9月21日

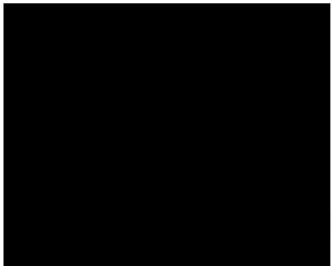
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人住宅金融支援機構に係る包括委任状等の一部変更について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人住宅金融支援機構理事から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



住機総発第 826号(委)

平成23年 9月12日

法務省民事局長 殿

独立行政法人住宅金融支援機構  
理事 阿部 勝次

独立行政法人住宅金融支援機構に係る包括委任状等の一部変更について（照会）

当機構の業務に関する登記申請等の手続につきましては、平素より御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人住宅金融支援機構に関する包括委任状及び登記に関する手続を代理人に委任するときの委任状につきましては、平成19年3月26日付け住公発第176号(債)による照会に対しまして、平成19年3月28日付け法務省民二第787号法務省民事局長回答をもって御回答をいただいているところですが、今般11月1日から、その一部を変更し、別紙1から別紙4のとおりとすることとしたいので、登記申請等の手続上、差し支えないか、御照会いたします。

なお、変更の要旨は、下記のとおりです。

おって、別紙1から別紙4のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して御周知くださるよう、御依頼申し上げます。

記

不動産登記の電子申請（オンライン申請）に関して必要な事項等を委任事項に追加すること。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構

理 事 長 印

又 は

理 事 印

又 は

上記代理人 印

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

記

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく貸付けについて、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 機構を債権者とする貸付金債権又は機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2項の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関する事。
- 4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び機構を担保権者とする担保権に係る順位変更の登記の申請並びにそれらの登記の申請の取下げに関する事。
- 5 前項の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関する事。
- 6 機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 7 第4項の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する事。
- 8 弁済金の受領に関する事。
- 9 委任状及び資格証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関する事。
- 10 第3項、第4項、第5項、第7項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

第 号

委 任 状

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長 印

又は

理 事 印

又 は

上記代理人 印

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第1号により独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「機構」という。) が譲り受けた貸付債権について、機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 機構が譲り受けた貸付債権又は機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 機構が譲り受けた貸付債権に係る金銭消費貸借契約及び前項の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関する事。
- 4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び機構を担保権者とする担保権に係る順位変更の登記の申請並びにそれらの登記の申請の取下げに関する事。
- 5 前項の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関する事。
- 6 機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 7 第4項の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する事。
- 8 弁済金の受領に関する事。
- 9 委任状及び資格証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関する事。
- 10 第3項、第4項、第5項、第7項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

別紙3 (様式13)

## 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

### 記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第3条第1項に基づく被承継人住宅金融公庫からの権利の承継による抵当権移転登記又は質権移転登記の申請及び取下げに関する件
- 2 上記申請に係る登記識別情報の暗号化の件
- 3 上記申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領の件
- 4 上記申請に係る添付書類の原本の還付請求及びその受領の件

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 ㊟

別紙4 (様式 22)

## 委 任 状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理する  
一切の権限を委任します。

### 記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）附則第 6 条第 3 項に基づく被承継人財団法人公庫住宅融資保証協会からの権利の承継による  
抵当権移転登記又は質権移転登記の申請及び取下げに関する件
- 2 上記申請に係る登記識別情報の暗号化の件
- 3 上記申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領の件
- 4 上記申請に係る添付書類の原本の還付請求及びその受領の件

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目 4 番 10 号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 ㊟

法務省民二第2238号

平成23年9月21日

独立行政法人住宅金融支援機構理事 殿

法務省民事局長

独立行政法人住宅金融支援機構に係る包括委任状等の一部変更について（回答）  
平成23年9月12日付け住機総発第826号（委）をもって照会のありました標記  
の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。  
なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

(参考)新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>(様式53) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">直接融資業務</span></p> <p>第 号 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構 理 事 長 印 又 は 理 事 印 又 は 上記代理人 印</p> <p>私は、 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び機構を担保権者とする担保権に係る順位変更の登記の申請並びにそれらの登記の申請の取下げに関する<u>こと。</u></p> <p>5 <u>前項の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第4項の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(様式53) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">直接融資業務</span></p> <p>第 号 委 任 状</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構 理 事 長 印 又 は 理 事 印 又 は 上記代理人 印</p> <p>私は、 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請に関する<u>こと及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の受領に関すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p>



9 委任状及び資格証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関する事  
10 第3項、第4項、第5項、第7項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に  
関すること。

7 委任状及び資格証明書の原本の還付請求及び受領に関する事  
8 第3項、第4項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関する事。

(様式54) 証券化支援事業(買取型)  
第 号

(様式54) 証券化支援事業(買取型)  
第 号

委 任 状

委 任 状

平成 年 月 日

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号

東京都文京区後楽一丁目4番10号

独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長 印

理事長 印

又は

又は

理 事 印

理 事 印

又 は

又 は

上記代理人 印

上記代理人 印

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

記

記

1～3 (略)

1～3 (略)

4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の  
登記の申請及び機構を担保権者とする担保権に係る順位変更の登記の申請並びにそ  
れらの登記の申請の取下げに関する事。

4 機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の  
登記の申請に関する事及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の受領に関  
すること。

5 前項の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関する事。

(新設)

6 (略)

5 (略)

7 第4項の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する事  
と。

(新設)

8 (略)

6 (略)

9 委任状及び資格証明書の原本の還付請求並びに当該原本の受領に関する事。

7 委任状及び資格証明書の原本の還付請求及び受領に関する事。

10 第3項、第4項、第5項、第7項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関すること。

8 第3項、第4項又は前項に掲げる行為に係る復代理人の選任に関すること。

(様式13)

委 任 状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第3条第1項に基づく被承継人住宅金融公庫からの権利の承継による抵当権移転登記又は質権移転登記の申請及び取下げに関する件
- 2 上記申請に係る登記識別情報の暗号化の件
- 3 上記申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領の件
- 4 上記申請に係る添付書類の原本の還付請求及びその受領の件

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

(様式13)

委 任 状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第3条第1項に基づく被承継人住宅金融公庫からの権利の承継による抵当権移転登記及び質権移転登記の申請に関する件  
(新設)
- 2 上記申請の取下げ並びに登記識別情報又は登記済証及び登記完了証の受領に関する件
- 3 上記申請に関する添付書類の原本還付請求及びその受領に関する件

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

(様式22)

委任状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。

記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第6条第3項に基づく被承継人財団法人公庫住宅融資保証協会からの権利の承継による抵当権移転登記又は質権移転登記の申請及び取下げに関する件
- 2 上記申請に係る登記識別情報の暗号化の件
- 3 上記申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領の件
- 4 上記申請に係る添付書類の原本の還付請求及びその受領の件

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

(様式22)

委任状

私は、  
を代理人と定め、下記事項を処理  
する一切の権限を委任します。


記

- 1 後記物件について、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）附則第6条第3項に基づく被承継人財団法人公庫住宅融資保証協会からの権利の承継による抵当権移転登記及び質権移転登記の申請に関する件  
(新設)
- 2 上記申請の取下げ及び登記完了証の受領の件
- 3 上記申請に関する添付書類の原本還付請求及びその受領

物件の表示

平成 年 月 日

東京都文京区後楽一丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印



法務省民二第2269号

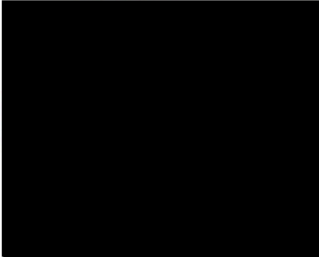
平成23年9月22日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構への権利・義務の承継に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）  
標記について、別紙甲号のとおり独立行政法人雇用・能力開発機構理事長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



23雇能発第186号  
平成23年9月14日

法務省民事局長  
原 優 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構  
理事長 丸山 誠

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構への権利・義務の承継に伴う不動産登記事務の取扱いについて（照会）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）（以下「廃止法」という。）附則第2条第1項の規定により、平成23年10月1日をもって解散し、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに国が承継する資産及び債務を除き、その一切の権利及び義務は、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤退機構」という。）に承継される予定です。

標記につきましては、承継先の法人において不動産登記事務の取扱いがなされることとなりますが、下記の取扱いで差し支えないか承継元である能開機構において一括して照会させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、差し支えない場合には、貴管下法務局及び地方法務局登記官にその旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

また、廃止法附則第2条第1項に基づく承継計画書の内容につきましても、厚生労働大臣の認可が得られ次第、その写しを送付いたしますので、同様に周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 嘱託書の様式は、別添様式1から6までのとおりとする。
- 2 能開機構から雇用支援機構及び勤退機構への所有権及び抵当権等の承継は、廃止法附則第2条第1項及び第4項の各規定並びに同条第1項に基づく承継計画書によりその事実が明らかであるので、承継登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき登記原因証明情報の添付を省略する。

- 3 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第166号）第29条第1項及び第30条第1項の規定により、雇用支援機構及び勤退機構を国とみなして、不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第2項を準用することとされているので、承継登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき雇用支援機構及び勤退機構の代表者の資格を証する情報の添付を省略する。
- 4 雇用支援機構及び勤退機構の名称は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第10条の規定により、独立行政法人という文字の使用が制限されているため、その名称により雇用支援機構及び勤退機構を特定することができるので、承継登記の嘱託をする場合に、住所を証する情報の添付を省略する。
- 5 勤退機構が取り扱う包括委任状については、別添1から5までのとおりとする。

様式1

## 登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 独立行政法人雇用・能力開発機構)  
東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所) 御中

嘱託者 東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長 ○○ ○○

代理人  
住所  
氏名  
電話番号

登録免許税 登録免許税法第4条第1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示

様式2

## 登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年3月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第3条第1項の規定により承継  
平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 雇用・能力開発機構)  
東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所) 御中

嘱託者 東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理事長 ○○ ○○

代理人  
住所  
氏名  
電話番号

登録免許税 登録免許税法第4条第1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示



## 登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成11年10月1日 雇用・能力開発機構法附則第6条第1項の  
規定により承継

平成16年3月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第3  
条第1項の規定により承継

平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止  
する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 雇用促進事業団)  
東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所) 御中

嘱託者 東京都港区海岸一丁目11番1号  
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
理 事 長 ○○ ○○

代 理 人  
住 所  
氏 名  
電話番号

登録免許税 登録免許税法第4条第1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示

様式4

## 登記嘱託書

登記の目的 番抵当権（根抵当権）移転

原因 平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 独立行政法人 雇用・能力開発機構)  
東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局（出張所） 御中

嘱託者 東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
理事長 ○○ ○○

代理人  
住所  
氏名  
電話番号

登録免許税 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第4条第1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示

様式 5

## 登 記 嘱 託 書

登記の目的 番抵当権（根抵当権）移転

原 因 平成16年3月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第3  
条第1項の規定により承継  
平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止  
する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 雇用・能力開発機構)  
東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局（出張所） 御中

嘱託者 東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
理 事 長 ○○ ○○

代 理 人  
住 所  
氏 名  
電話番号

登録免許税 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第4条第  
1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示

## 登記嘱託書

登記の目的 番抵当権（根抵当権）移転

原因 平成11年10月1日 雇用・能力開発機構法附則第6条第1項の規定により承継

平成16年3月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第3条第1項の規定により承継

平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第2条第1項の規定により承継

権利承継者 (被承継者 雇用促進事業団)  
東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構

添付情報 代理人の権限を証する情報

平成 年 月 日嘱託 法務局 支局（出張所） 御中

嘱託者 東京都港区芝公園 一丁目7番6号  
独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
理事長 ○○ ○○

代理人  
住所  
氏名  
電話番号

登録免許税 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第4条第1項の規定により非課税

送付の方法により登記識別情報通知書及び登記完了証の交付を希望する。  
(送付先)

不動産の表示

別添1  
第

号

## 委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区芝公園一丁目7番6号  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 印

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 中小企業退職金共済法に基づく貸付けについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の囑託に関すること。
- 4 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。
- 6 独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人勤労者退職金共済機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 8 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関すること。
- 9 弁済金の受領に関すること。
- 10 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び当該原本の受領に関すること。
- 11 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 12 第3号、第4号、第5号、第7号又は第10号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。

別添2  
第

号

## 委 任 状

平成 年 月 日

東京都港区芝公園一丁目7番6号  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長

印

私は、沖縄振興開発金融公庫を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 中小企業退職金共済法に基づく貸付けについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関する事。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関する事。
- 4 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関する事。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関する事。
- 6 独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人勤労者退職金共済機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関する事。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関する事。
- 8 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関する事。
- 9 弁済金の受領に関する事。
- 10 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び当該原本の受領に関する事。
- 11 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関する事。
- 12 第3号、第4号、第5号、第7号又は第10号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させる事。

別添3  
第

号

## 委任状

平成 年 月 日

東京都港区芝公園一丁目7番6号  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 印

私は、 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 中小企業退職金共済法に基づく貸付けについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする金銭消費貸借契約又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。
- 6 独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人勤労者退職金共済機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっていたときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 8 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録及び工場財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関すること。
- 9 弁済金の受領に関すること。
- 10 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び当該原本の受領に関すること。
- 11 第3号、第4号、第5号、第7号又は前号に掲げる行為に係る復代理人の選任に関すること。

別添4  
第

号

## 委任状

平成 年 月 日

東京都港区芝公園一丁目7番6号  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長 印

私は、独立行政法人住宅金融支援機構を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法に基づく貸付けについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。
- 6 独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人勤労者退職金共済機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっていたときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 8 弁済金の受領に関すること。
- 9 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び当該原本の受領に関すること。
- 10 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 11 第3号、第4号、第5号、第7号又は第9号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。



別添5  
第

号

## 委任状

平成 年 月 日

東京都港区芝公園一丁目7番6号  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
理事長

印

私は、沖縄振興開発金融公庫を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法に基づく貸付けについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付契約若しくは金銭消費貸借契約又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権設定契約の締結に関すること。
- 2 独立行政法人勤労者退職金共済機構を債権者とする貸付金債権又は独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の変更又は処分の契約の締結に関すること。
- 3 前2号の契約に係る公正証書の作成の嘱託に関すること。
- 4 独立行政法人勤労者退職金共済機構を担保権者とする担保権の設定、移転、変更、処分、更正、回復又は抹消の登記の申請及び取下げに関すること。
- 5 前号の登記の申請に係る登記識別情報の暗号化に関すること。
- 6 独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記名義人となっている担保権の消滅の承諾、数個の建物が合体して一個の建物となった場合において独立行政法人勤労者退職金共済機構が当該合体前の一の建物について担保権等の登記名義人となっているときの当該合体後の建物の持分を定めることについての承諾又は権利の変更の登記で独立行政法人勤労者退職金共済機構が登記上利害の関係を有するものの承諾に関すること。
- 7 第4号の登記の申請に係る登記識別情報通知書及び登記完了証の受領に関すること。
- 8 弁済金の受領に関すること。
- 9 委任状、資格証明書及び印鑑証明書の原本の還付請求及び当該原本の受領に関すること。
- 10 前各号に掲げる行為に係る復代理人選任に関すること。
- 11 第3号、第4号、第5号、第7号又は第9号に掲げる行為につき、復代理人に対して、さらに代理人を選任させること。

法務省民二第2268号

平成23年9月22日

独立行政法人雇用・能力開発機構

理事長 丸山 誠 殿

法務省民事局長 原 優

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構への権利・義務の承継に伴う不動産登記事務の取扱いについて（回答）

平成23年9月14日付け23雇能発第186号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

おって、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第2条第1項に基づく承継計画書の内容についても、その写しを受領次第、各局宛て周知する予定ですので、申し添えます。